事務連絡

令和7年2月

各施設・事業所管理者殿

北区福祉部障害福祉課

就労系障害福祉サービスの在宅利用に関する北区での取扱い

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用については、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、さらに促進するために、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いとしておりましたが、全国的に令和3年度以降は、常時の取扱いとすることが示されました。

北区でも、令和4年度以降在宅利用に関する取扱いについて、お知らせしておりましたが、変更点等ありますので、再度手続きについてご案内いたします。ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 利用者の要件

在宅利用を希望する対象者であって、在宅利用による支援効果が認められると区が判断した方

尚、在宅利用の理由が、「感染症対策」のみの場合は、対象外。

1. 支給決定のために必要な資料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 必要な資料 | 作成者 | 新規 | 更新 | 在宅利用に変更 |
| **在宅利用に係る意見書（北区様式）** | 事業所 | 〇 | 〇 | 〇 |
| **個別支援計画表（事業所の様式）** | 事業所 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 訓練等給付評価票（北区様式） | 事業所 |  | 〇 |  |
| 勘案事項整理票 | 区 | 〇 | 〇 | 〇 |
| サービス等利用計画案 | 相談支援事業所 | 〇 | 〇 | (○)※ |
| モニタリング報告書 | 相談支援事業所 |  | 〇 | (○)※ |

※（○）は、どちらか１方の提出。目標の変更がある場合は、計画案を提出。

【注意】

1. 個別支援計画表【事業所の様式】の記載内容

意見書の内容が具体的に（1日2回の連絡は、いつ、どのように実施するのか、在宅での作業内容について等）記載されているもの。

1. 精神障害者の場合は、事前に健康支援センター保健師との面接が必要。
2. 支給決定期間について

サービス等利用計画がない場合は、支給決定期間を1年以内とする。（在宅利用の評価を確認するため。）すでに、支給決定している期間については、短縮しない。

サービス等利用計画（ケアプラン含む）がある場合は、通常の支給決定期間とする。（就労Bは最大3年間の支給が可能）

1. その他

この取扱いは、通所と在宅利用併用の場合も適用する。

【問合せ先】

北区障害福祉課王子障害相談係　電話03-3908-1358

赤羽障害相談係　電話03-3903-4161